資料３

神奈川県手話推進計画の改定について（案）

１　経緯

「神奈川県手話言語条例」（以下「条例」という。）は、手話を普及するための施策を総合的かつ計画的に推進し、全ての県民が互いを理解し合える地域社会を構築するため、平成 26 年 12 月に議員提案で制定され、平成 27 年４月１日から施行された。

また、「ろう者とろう者以外の者が相互にその人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を実現する」という条例の基本理念を具体化するため、条例第８条に基づき、平成 28 年３月に「神奈川県手話推進計画」（以下「計画」という。）が策定された。計画期間は平成 28 年４月から５年間となっている。

令和２年度末に現計画期間が終了することから、令和２年度に計画改定を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響で有識者や関係団体等と計画改定に係る十分な議論ができないことから、今回は、令和３年度中に見直すこととする。なお、計画改定までの間は、現行計画に基づき、施策を展開することとしている。

２　計画の性格

手話の普及等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、手話言語条例第８条に基づき策定されている。

３　計画期間

令和４年度～令和８年度の５年間

４　検討の方向性

神奈川県手話言語条例の見直し内容に併せて検討を行う。

５　今後のスケジュール

令和２年９月～	神奈川県手話言語普及推進協議会により検討
令和２年 11 月～	事業者ヒアリング
令和３年６月	令和３年第２回県議会厚生常任委員会において、計画改定骨子案について報告
令和３年９月	令和３年第３回（前半）県議会厚生常任委員会において、計画改定素案について報告
令和３年 10 月～	パブリックコメントの実施
令和４年２月	令和４年第１回県議会厚生常任委員会において、計画改定案について報告
令和４年３月	計画改定